

# 駐車監視員資格者 講習のご案内



## 開催日時

- 講習 平成30年2月26日(月)・27日(火)の2日間  
午前9時00分～午後5時30分(両日とも)  
(受付 午前8時30分～午前8時50分)
- 修了考査 平成30年3月6日(火)  
午前9時00分～午前10時00分  
(受付 午前8時30分～午前8時50分)



## 開催場所 (講習・考査とも)

秋田市山王4丁目1-5  
秋田県警察本部 第2庁舎5階会議室

講習手数料・・・20,000円(申込時、秋田県証紙で納付願います。)

## 受講申込方法

受講申込書(写真を貼付)・講習手数料を下記申込先まで直接持参してください。  
その際、必ず運転免許証など写真つきの身分証明書も持参してください。  
受講申込書・証紙納付書については、県内各警察署で配布しているほか県警ホームページからもダウンロードできます。

※写真は、申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名を記載したものを。

申込期間・・・平成30年1月31日(水)～平成30年2月22日(木)

## 注意事項

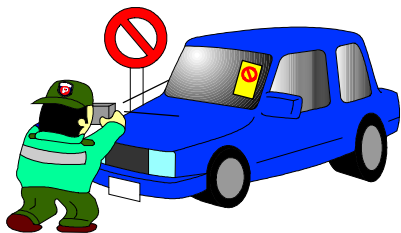
1. 講習を受講して修了考査に合格した方には、修了証明書を交付します。
2. 駐車監視員資格者証を取得するには、修了証明書を取得後に交付申請をして審査を受ける必要があります。(交付申請手数料9,900円)
3. 実際に放置車両確認事務を行うためには、駐車監視員資格者証を取得した上で、委託契約を受けた法人に所属することが必要です。

## 認定審査を希望される方へ

道路交通法第51条の13第1項第1号口の規定による認定考査を実施します。  
申請期間、考査日時、場所は上記講習と同じです。

認定申請手数料4,500円

申請方法等は下記までお問い合わせください。



申込(問合せ)先

〒010-0951

秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部交通指導課指導取締係

018-863-1111(内線5125)

申込受付時間

土・日、祝日を除く 8時30分～17時まで

(表)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※修了証明書交付年月日	年 月 日
※終了証明書番号	第 号

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名 .

申 込 者	本 籍				
	住 所	郵便番号	—		
		電話番号	—	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな)	-----		性別	男・女
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			写 真
	勤務先その 他の連絡先	電話	— —		
※受講希望日	年 月 日				

実 施	※受講年月日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査の結果	合・否
	※受講場所			
	※受講番号			

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

